

登録識別情報等通知書

所有者の氏名又は名称	個人情報保護法に従って、削除させて頂いております。
所有者の住所	

有効期間の満了する日 令和 7年 3月 30日

裏面もご覧ください。

埼玉運輸支局長

1. 本通知書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。
(新規登録、輸出の届出等の際に必要になります。)
2. 本通知書の自動車を譲渡するときは、本通知書を譲受人に譲渡して下さい。